

平成 20 年 4 月 8 日

各 位

広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号
青 山 商 事 株 式 会 社
代表取締役社長 青 山 理
兼執行役員社長
(コード番号 8 2 1 9)
東 証 ・ 大 証 市 場 第 一 部

店舗に勤務する「店長」「マネジャー」及び本社に勤務する「課長」への時間外勤務手当の支払いについて

本日開催の取締役会において、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社はこれまで、店舗に勤務する「店長」「マネジャー」及び本社に勤務する「課長」を労働基準法第 41 条 2 号の管理監督者としてまいりましたが、勤務実態などを検討した結果、管理監督者には該当しないものと扱い、平成 20 年 4 月 21 日より時間外勤務手当（休日勤務手当・深夜勤務手当を含む）を支払うことといたしました。

これに伴い、平成 20 年 4 月 20 日から過去 2 年間に遡り、該当者に時間外勤務手当を支払うことといたします。社会保険料を含む総額は 12 億円程度となり、平成 20 年 3 月 31 日以前分につきましては、平成 19 年度決算にて計上することとなります。

なお、現在決算集計中であり、本件の影響を含めた平成 19 年度業績見込みにつきましては、判明次第発表いたします。

以 上

【照会先】

常務執行役員 金 生 嘉 夫
東京本部長兼広報室長 TEL 03-5846-5656

総合企画部長 沖 藤 博 昭
TEL 084-920-0029